◇**地方交付税法等の一部を改正する法律**（法律第三号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方財政の状況等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として二兆六、三三九億三、七〇〇万円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条及び特別会計に関する法律附則第九条関係）

2　1の加算額のうち、一兆七、六八億一、八五〇万円に相当する額について、令和九年度から令和二五年度までの各年度における地方交付税の総額から九八二億六、七六九万四、〇〇〇円を、令和二六年度における地方交付税の総額から九八二億六、七七〇万二、〇〇〇円をそれぞれ減額することとした。（地方交付税法附則第四条の二及び特別会計に関する法律附則第九条関係）

3　令和三年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和二年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額五、〇〇〇億円について、国の加算により償還財源が確保されている二、五〇〇億円を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額の二、五〇〇億円を令和三年度分の地方交付税の総額に加算することとした。（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条関係）

二　地方財政法の一部改正関係

令和二年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方消費税等の地方税等の減収により、地方財政法第五条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができることとした。（地方財政法第三三条の五の一三関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律**（法律第四号）（財務省）

1　歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、令和元年度の剰余金については適用しないこととした。（本則関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一九号）（文部科学省）

一　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部改正関係

1　教育公務員及び研究公務員の範囲

運用・監視委員になることができる教育公務員の範囲を定めることとした。（第六条第三項関係）

2　国立大学寄託金の運用及び助成資金運用に係る運用の方法の細目

㈠　機構が売買できる有価証券の範囲を定めることとした。（第七条関係）

㈡　機構が行うことのできる運用方法を特定する信託であって投資一任契約を締結して行うもののうち運用方法が限定されないものに係る当該投資一任契約の範囲を定めることとした。（第八条関係）

㈢　機構が貸付けることができる有価証券及び貸付けの対象となる法人の範囲を定めることとした。（第九条関係）

㈣　機構が取得又は付与できる債券オプションの範囲を定めることとした。（第一〇条関係）

㈤　機構が取得又は付与できる通貨オプションの範囲を定めることとした。（第一一条関係）

㈥　機構が行うことのできるデリバティブ取引の範囲を定めることとした。（第一二条関係）

3　財務及び会計

㈠　積立金の処分に係る承認の手続について必要な事項を定めることとした。（第一五条関係）

㈡　国庫納付金の納付の手続等について必要な事項を定めることとした。（第一六条、第一八条及び第一九条関係）

4　科学技術振興機構債券

科学技術振興機構債券の形式、発行の方法その他科学技術振興機構債券に関し必要な事項を定めることとした。（第二〇条～第二九条関係）

5　その他

文献情報提供勘定における政府以外の者が機構に出資したものとされた金額について、その持分の払戻しの請求があったときの資産の価額の評価に関し必要な事項を定めることとした。（附則第五条関係）

二　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　この政令は、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令**（政令第二〇号）（金融庁）

1　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の一部の施行に伴い、金融庁関係政令の整備等を行うこととした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月一五日）から施行することとした。

◇**会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令**（政令第二一号）（金融庁）

1　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の施行に伴い、金融庁関係政令の整備等を行うこととした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。

◇**マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二二号）（国土交通省）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年三月一日とすることとした。

◇**マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二三号）（国土交通省）

1　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第七二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下「相手方」という。）に対し電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（2において「書面等」という。）によって得ることとした。（第一〇条第一項関係）

2　マンション管理業者は、1の承諾を得た場合であっても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならないこととした。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び1の承諾を得た場合は、この限りでないこととした。（第一〇条第二項関係）

3　この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地方創生テレワーク推進交付金等を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。